平成２７年（フ）第４１９号
名古屋市名東区よもぎ台３丁目624番地の２
債務者　門脇　弘恭
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇佐美敦士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５７号
愛知県豊橋市下地町字前田１番地１、従前の住所愛知県豊橋市中世古町76番地
債務者　東栄庵こと　伊藤　逸朗
1　決定年月日時　平成27年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　哲哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月13日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１４号
秋田県仙北市角館町勝楽124番地４
債務者　鈴木　智治
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久島　憲晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２７年（フ）第６５号
福井県大野市中荒井町２丁目903番地
債務者　伊井　　聡
1　決定年月日時　平成27年４月14日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　海道　宏実
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月21日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７７号
福井市八ツ島１丁目102番地　サンステージⅠ105号室、旧住所福井県坂井市坂井町大味第107号１番地75
債務者　酒井　清治（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成27年４月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野坂　佳生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８５号
福井市有楽町10番20号　リザイド花月橋201号、旧住所福井県坂井市丸岡町上田町２丁目15番地１
債務者　野口　　明
1　決定年月日時　平成27年４月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　端　将一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月21日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５１６号
横浜市中区鷺山88番地１　２Ｆ
債務者　岡野　聖吾
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　隆行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７４号
栃木県栃木市野中町851番地１、前住所神奈川県川崎市多摩区菅北浦２丁目25番14号　メゾン稲田堤102
債務者　臼井　隆男
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鹿村　庸平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月17日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１６号
宮城県大崎市古川中里１―10―16、住民票上の住所宮城県大崎市古川耳取字諏訪５番地２
債務者　横堀　正子
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第５２号
秋田市仁井田新田２丁目１番２号　サニーハイツ清202号
債務者　傳野　千鶴
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５２号
新潟市東区新石山１丁目15番地１　おりーぶ543号
債務者　長潟　和子
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６０号
新潟市北区下早通29番地３　クラールたんぽぽ104号
債務者　若月千穂子
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６５号
新潟市江南区早通５丁目２―10　コモド202号室、住民票上の住所新潟市東区中野山６丁目22番22号　メゾン・リリーＢ号
債務者　斉藤　美紀
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０３号
新潟市中央区山二ツ２丁目１番37号　コーポひまわり203号
債務者　新村　敏之
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５６号
金沢市桜田町３丁目30番地１　サーパス桜田町一番館1005号、従前の住所金沢市中屋１丁目54番地
債務者　杉村　詩朗
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
金沢地方裁判所